

令和3(2021)年2月9日【火】

於 栃木県公館大会議室

第180回 栃木県都市計画審議会

会 議 録

1. 開催日 令和3（2021）年2月9日（火）

2. 開催場所 栃木県公館 大会議室

3. 出席委員 16名

山田委員、藤島委員、大森委員、森本委員、  
枳委員、荒井委員、青山委員、  
河村委員(代)、土井委員(代)、幸田委員(代)、  
野井委員(代)、小菅委員、芥藤委員、岩崎委員、  
板橋委員、福田委員

※(代)は代理出席であり、2号委員（関係行政機関の職員）については栃木県都市計  
画審議会規程により代理出席が認められております。

午後1時30分 開会

○事務局 定刻となりましたので、ただいまから第180回栃木県都市計画審議会を開会いたします。  
最初に、委員に異動がございましたので、新任委員を御紹介いたします。

2号委員に、栃木県警察本部長 野井祐一委員が任命されております。本日は代理で、栃木県警察本部交通部交通規制課長 吉田様が御出席されています。

○12番（野井委員代理：吉田様） 昨年10月の異動で、県警本部長が野井祐一となりました。本日は代理の吉田になります。よろしくお願いいたします。

○事務局 以上で、今回新たに委員となられた方の御紹介を終わります。

開会にあたり、県を代表して、熊倉県土整備部長から御挨拶を申し上げます。

○熊倉県土整備部長 皆様こんにちは。県土整備部長の熊倉でございます。今年度2回目となります栃木県都市計画審議会の開催にあたりまして、一言挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、大変お忙しい中、そして、いまだ新型コロナウイルス感染の収束が見通せない状況にある中ですが、審議会に御出席を賜りまして誠にありがとうございます。また、日ごろから栃木県政、とりわけ県土整備行政の推進にあたりまして御理解と御協力を賜り、改めて厚く御礼申し上げます。

さて、県では2021年度（来年度）から、5年間の県政の新たな基本指針となります栃木県重点戦略「とちぎ未来創造プラン」を、先週2月3日に公表させていただきました。このプランは、デジタル化の推進、さらには持続可能な開発目標であるSDGsへの対応といった新たな視点も取り入れまして、目指すべき将来像である「人が育ち、地域が活きる 未来に誇れる元気な“とちぎ”」の実現に向けて、人材育成をはじめとする5つの重点戦略に掲げる施策を推進していくこととしております。

この中で「暮らしやすい『まち』づくりプロジェクト」を掲げておりまして、地域のさまざまな機能が集積したコンパクトな拠点を形成しますほか、公共交通サービス等の確保・充実を図ることにより、持続可能で誰もが暮らしやすいまちづくりを推進していくこととしております。

本日は、こうしたまちづくりを推進していくため、本県の都市が目指すべき将来像や都市計画の基本的な方向性を定めます都市計画区域マスタープランのほか、区域区分の変更について御審議をいただくこととしております。

結びに、今後とも、本県の県土整備行政の推進に際しまして、なお一層の御助言、御協力をお願い申し上げます。本日はよろしくお願いいたします。

○事務局 本日は委員20名のうち出席者は16名となっていることから、栃木県都市計画審議会条例第5条の規定による定足数に達していますことを御報告いたします。

それでは、第180回栃木県都市計画審議会に付議されました議案について、御審議をお願いいたします。議事の進行につきまして、森本会長よろしくお願いいたします。

○議長 それでは議事を進めさせていただきます。

まず議事録署名委員ですが、1番の山田委員と2番の藤島委員にお願いしたいと思います。よろし

くお願いいたします。

本日の案件としましては、お手元の「次第」にございますように、「宇都宮都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」のほか、付議案件が19件、報告案件が1件でございます。本日は審議案件が非常に多いことから、事務局には簡潔な説明をお願いするとともに、委員の皆様には円滑な議事の進行に御協力をお願いいたします。

さて、審議会ですが、栃木県都市計画審議会規程第12条の規定におきまして、栃木県情報公開条例第7条に定めております、個人の権利利益を害するおそれがある事項などを審議する場合や、公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合を除き、原則として公開となっておりますが、第8号議案で意見書が提出されておまして、審議内容に栃木県情報公開条例第7条第2号に該当する個人情報等が含まれておりますので、審議の一部を非公開とさせていただきます。

そこで本日の進め方ですが、公開となる第1号議案から第7号議案まで及び第9号議案から第17号議案の16議案を先に審議いたしまして、その後、会議を非公開とした上で第8号議案を審議し、再び公開の場で第18号議案から第20号議案の3議案を審議することといたしますので、御了承いただければと思います。

それでは、議事に入りたいと思います。

はじめに、第1号議案「宇都宮都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」から第17号議案「那珂川都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」に関しまして、まずは第1号議案から第7号議案及び第9号議案から第17号議案を審議することといたします。第8号議案についても、関連した内容となりますので、一括して説明を求めたいと思います。

それでは、第1号議案から第17号議案につきまして、幹事から説明をお願いいたします。

○幹事（栃木県都市計画課長） 都市計画課長の吉川でございます。説明は着座にて失礼いたします。

議案の説明に入る前に、まずお手元の資料について説明させていただきます。今回の議案は3冊になっております。右肩に「別冊」とありますピンクの2つの冊子が今回の議案であります。1号議案から3号議案、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」が別冊1、こちらがいわゆる線引きでございます。4号議案から17号議案の「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」が別冊2、こちらがいわゆる非線引きになります。本来であれば「別冊」の本編にて説明させていただくべきと存じますが、こちらにつきましては非常に量が多く、基本的な枠組み、項立て、記載事項については、共通し、重複する部分が多々あることから、要点をまとめた白い冊子の「参考資料」を使用して議案内容について御説明いたします。

それでは「参考資料」の目次を御覧ください。本日御審議いただく議案は第1議案であります「宇都宮都市計画」から第17号議案であります「那珂川都市計画」までの「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」です。

それでは議案の内容について説明させていただきます。

参考資料1ページ目を御覧ください。「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の変更概要に

ついてです。この方針ですが、一般的には「都市計画区域マスタープラン」と呼ばれております。以後、都市計画区域マスタープランと呼ばさせていただきます。

まず、「1 都市計画区域マスタープランとは」、都市計画法に基づき、各都市計画区域において、県が定める都市計画として、都市の将来像を示しながら、その実現に向けて基本的な方向性を定めるものになります。この方針に即して、土地利用や都市計画施設などの各種都市計画や、地域の実情や課題に対応した詳細な方針である「市町村マスタープラン」や「立地適正化計画」を定めることとされています。

都市計画の変更履歴としましては、平成16年に当初の方針を策定しまして、これまで概ね5年ごとに都市計画を変更してまいりました。今年度、現計画の目標年次を迎えることから、人口や産業の見通し並びに近年の社会情勢を踏まえ、第3回目の変更を実施しようとするものです。

次に、「2 今回の都市計画区域マスタープランの概要」について御説明します。今回の都市計画マスタープランについては、令和元年10月に開催した都市計画審議会において答申いただいた考え方に基づき都市計画案を作成しており、今回の変更で追加した内容などにつきましては、本資料で下線（アンダーライン）にて表示しております。

それでは、概要について御説明します。

「(1) 都市計画の目標」、「①目標年次」です。国政調査を実施した平成27年を基準年とし、都市づくりの基本理念、将来の都市構造については令和17年、土地利用や都市施設等の決定方針については令和7年を目標年としております。

「②現状、課題及び都市づくりの方向性」です。都市の現状としては、全県を通して将来推計人口は減少傾向、高齢化率は増加傾向であり、人口減少・超高齢社会が進行しております。新たに発生している現状として、市街地内において空き地や空き家が点在して発生する「都市のスポンジ化」が見られ、都市内における魅力や活力の低下が懸念されております。また、令和元年に発生した東日本台風など、近年、自然災害が激甚化しております。

続いて、この現状を踏まえた課題及び都市づくりの方向性についてです。「1 これまで進めてきた市街地の規模や役割に応じて必要な都市機能を集積させた拠点づくりのさらなる強化、防災・減災機能を強化した災害に強い都市づくりが必要であること」、「2 自動車を運転できない高齢者などの交通弱者をはじめ、誰もが安全でスムーズに移動できる交通ネットワークの確保が必要であること」、「3 財政負担の増大や環境コストの増加に対応した都市経営の効率化が必要であること」、「4 新技術の活用をさらに促進していくことが必要であること」、「5 歴史的資源や観光資源、地理的優位性、『ものづくり県』としての産業集積などのとちぎの魅力や強みを活かした都市づくりが必要であること」などが挙げられ、これまでの課題や都市づくりの方向性に加え、新たな都市の課題にも対応した都市づくりが求められております。

「③都市づくりの基本理念」です。令和元年7月に改定されました「とちぎ都市ビジョン」で掲げました人口減少・超高齢社会においても、都市の魅力や強みを活かしつつ、快適・便利に暮らしやすく、環境にもやさしい効率的な都市経営を図るため、持続可能で賢い都市づくりを推進していく上で、

「誰もが暮らしやすくコンパクトな都市づくり」、「誰もが安全でスムーズに移動できる都市づくり」、「持続可能で効率的な都市づくり」、「新技術を活用した環境にもやさしいスマートな都市づくり」、「とちぎの魅力や強みを活かした都市づくり」、以上5つの基本理念を記載しております。

この基本理念を実現する都市の将来像について御説明いたします。2ページを御覧ください。「④ 将来都市構造及び地域ごとの市街地像」です。「とちぎの都市ビジョン」で掲げました、都市機能が集積した拠点地区の形成と公共交通を基本としたネットワークの形成により、多核ネットワークの都市構造「とちぎのスマート+コンパクトシティ」を目指すこととしており、都市の広域的な連携により必要な都市機能を確保する、下段のイメージ図に掲げるような都市像となります。

この具体的な「地域ごとの市街地像」については、拠点地区で記載するように、既存の市街地などを中心として、その規模や役割に応じて必要な都市機能や居住機能をバランス良く集積した複数の拠点地区（広域拠点、地域拠点、生活拠点、産業拠点、観光レクリエーション拠点等）を各区域において位置づけし、そして、これらの拠点を公共交通ネットワーク、徒歩や自転車利用環境の充実により拠点地区における連携を強化することで、都市機能の相互補完や都市施設の効率的な利活用を図り、コンパクトな都市への再構築を目指すものです。ページ下段において、広域拠点、地域拠点、生活拠点のイメージ図を示しておりますが、各拠点の規模や役割に応じて必要となる都市機能を想定し表示しております。

3ページを御覧ください。「2 区域区分の決定の有無、及び区域区分を定める際の方針」です。ここでは、区域区分の決定の有無や、区域区分を定めた場合には目標年次における市街化区域面積などを定める項目となります。表の上段の1から3号議案の線引き都市計画区域の3区域では、今後推計される人口減少下においても市街地のまとまりを維持し、人口や産業を含む都市機能の集積を促進しつつ集約型の都市を構築するため、これまでどおり区域区分を定めることとしております。一方、4から17号議案の非線引き都市計画区域では、これまでの土地利用の状況等から判断して、引き続き区域区分を定めず、現行の制度を維持することとしています。

「3 主要な都市計画の決定の方針」です。本項目以降は、主な方針を説明した後、新たに追加した項目を御説明いたします。

「①土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針」として、暮らしやすくコンパクトな都市づくりを推進するため、まちなかへの居住を誘導し、都市施設などの整備と併せた計画的な土地利用を図ることとしています。道路などの都市施設や空き家などの既存ストックの有効活用を図りながら、拠点地区に必要な都市機能の集積を図ることとしております。これらの考えに加え、その他として、市街地内において、地域住民やNPOなどと連携したエリアマネジメントの導入検討や、空き地や空き家、公的不動産などの既存ストックの有効活用を図ることで都市のスポンジ化を抑制することとしています。郊外部や中山間地域などの既存集落の中心となる小さな拠点では、日常生活に必要となるサービス機能を確保することで、地域コミュニティの維持を図ることとしています。

「②都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針」です。誰もが安全でスムーズに移動できるよう、自動運転技術などの新技術の導入なども踏まえた総合的な交通体系の構築を図るとともに、

良好な都市環境や住民の安全性を確保した安全な都市を確保するため、下水道・河川などの都市施設の整備の方針について記載しております。

交通体系については、平常時や災害時にも安定した物資輸送が図られる重要物流道路の整備などにより産業振興や災害発生時に必要な広域道路ネットワークの確保や、郊外部の人も広域拠点地区などの拠点地区にある生活利便施設を使いやすくするために、デマンド交通をはじめとした地域に適した交通手段の導入を促進すること、歩行者や自転車が利用しやすい利用環境の充実に加え、パーソナルモビリティの導入などにより歩いて暮らせる都市づくりを記載しております。

下水道・河川については、汚水処理による生活環境の改善や、開発に伴う雨水の流出増に対応するための治水対策に加え、危機管理型水位計や簡易型河川監視カメラの設置など、新技術を活用しながら、防災・減災、災害への対応強化を図ることとしています。

「③市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針」です。市街地における良好な都市環境の形成や土地の有効利用を図るため、道路や公園などの都市基盤と一体となった市街地開発事業を進めていくこととしています。

「④自然環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針」です。緑地などの自然環境の保全を図るとともに、レクリエーション活動や観光集客など都市の賑わいの空間として、公園や自然環境の整備・保全を推進することとしています。また、これまで市街化区域内の農地については、市街地として利用していくこととしておりましたが、用途地域に田園住居地域が追加されたことなどを踏まえ、必要に応じ保全するとともに、市民農園や体験農園などとして利活用を図る考えなどを追加しております。

「⑤都市防災に関する方針」です。都市防災を踏まえた安全な都市づくりを目指すために、公共施設などの耐震化や、大規模盛土造成地における宅地防災対策、都市の不燃化の推進。また、新たに災害発生のおそれのある区域における新たな市街地を抑制するとともに、災害発生のリスクや警戒避難体制の確保などを総合的に勘案の上、より安全な地域に居住を誘導するなど、適切な土地利用を図ること。防災拠点となる都市公園の適正配置や防災機能の確保、重要物流道路や緊急輸送道路などの道路整備の推進。台風や集中豪雨などによる水害や土砂災害を低減するため、ハード対策やソフト対策の推進などについて記載しております。

「(4) 都市づくりの実現化に向けたその他の取組」については、これまでの拡散型の都市構造を助長する開発の抑制に努めることに加え、新たに、都市機能の集積やまちなかへの居住を誘導するため、立地適正化計画の策定を促進すること。商業機能と居住機能の複合化や高齢者向け住宅、子育て支援施設の充実などにより住民ニーズに対応する都市機能の集積を図ること。国が施策として進めている、居心地がよく歩きたくなるまちづくりを提供するウォークアブルなまちづくりを推進することや、省エネ技術・ICTの導入など新技術を活用したスマートシティの実現を図ることなど、今後の都市づくりにおいて必要な都市計画決定以外の方針について記載しております。

最後に、本文に記載はありませんが、新型コロナウイルス危機を契機とした都市づくりの対応について御説明します。在宅勤務やサテライトオフィスなどリモートワークについては浸透が図られまし

たが、食料品販売など生活の場の範囲における日常生活用品の供給の重要性も改めて認識されたところ。昨年8月に、国が学識経験者の意見を聞き取りまとめたまちづくりの方向性においても、「新型コロナ危機を契機として生じた変化に対応していく必要があるものの、これまで形成されている都市という場は重要であり、今後とも、コンパクトプラスネットワークの推進やスマートシティの推進に取り組んでいくことが重要である」ことが示されています。これらのことから、本区域マスタープランにおいては、本文に項目立てて具体的にアフターコロナのまちづくりと記載をしていないものの、将来像として目指す「スマートな技術を活用したコンパクトなまちづくりを推進していく」方針と適合するものと考えております。

以上、都市計画区域マスタープランに記載している主な内容について御説明しました。

次に、「3 都市計画変更に向けたこれまでの経過」についてです。今回の変更にあたっては、令和元年10月に開催した第177回栃木県都市計画審議会にて答申をいただきました「次期都市計画区域マスタープラン策定に当たっての基本的な考え方」を踏まえ、都市計画区域マスタープランの構想を作成しております。作成した都市計画区域マスタープランの構想をもとに、都市計画法に基づく公聴会等の開催や、縦覧などの都市計画の手続を進めてまいりました。

続きまして、各都市計画区域の概要について御説明いたします。説明にあたりましては、簡潔に、区域の特徴及び今後都市づくりを進めていく上でポイントとなる事項を抜粋し、御説明させていただきます。なお、概要版の資料については、各区域において特色がある事項を抜き出して記載させていただいております。

5ページをお開きください。「第1号議案 宇都宮都市計画区域マスタープランの概要」です。

(1)の2つ目の丸の特徴で示すように、本区域は、高速道路や新幹線などの広域的な交通の要衝に位置する居住や商業、産業・業務、医療、教育などの都市機能が集積した周辺都市の都市機能を補完する区域であります。また、7ページの将来市街地像図で示すように、宇都宮市都心地区、鹿沼市・真岡市中心市街地を核として、本県の中心的な役割を担っていく区域となります。

5ページにお戻りください。(2)の区域区分の方針には、表に記載のとおり、目標年次となる令和7年度における「人口及び産業の規模」並びに「市街化区域の概ねの規模」を示しております。

6ページを御覧ください。(3)土地利用に関する方針ですが、2点目のとおり、商業施設などの都市機能の集積状況や芳賀・宇都宮LR Tの連携軸としての位置づけを勘案し、宇都宮市の陽東地区及び宇都宮テクノポリスセンター地区を今回、生活拠点地区から地域拠点地区に位置づけを変更しております。3点目ですが、産業拠点地区の機能を強化するため、鹿沼市の新産業団地地区(深津地区)及び真岡市の真岡第一工業団地南地区を工業地として拡大することとしております。

(4)都市施設の整備及び市街地開発事業に関する方針ですが、交通については、大谷スマートICなど、近隣都県及び県内各都市との連携を強化する路線などの整備を進めていくこととしております。河川や下水道については、市街地などの浸水被害を低減するため、田川などにおいて治水対策を推進することとしております。市街地開発事業については、宇都宮市の築瀬地区や壬生町の六美町北部地区において土地区画整理事業などによる市街地内の基盤整備を促進することとしております。



(6) 都市防災に関する方針ですが、国道119号などの重要物流道路や田川などの河川整備に加え、鬼怒川などの洪水浸水想定区域をはじめ、災害発生のおそれのある区域を住民に周知することにより、住民の防災意識の向上や災害発生時における避難場所への経路確保など警戒避難体制の強化を図ることとしています。

8ページをお開きください。「第2号議案 足利佐野都市計画区域マスタープランの概要」です。

(1)の2つ目の丸の特徴で示すように、本区域は、高速道路や東武伊勢崎線などの広域的な交通の要衝に位置する居住や商業、産業・業務、医療、教育などの都市機能が集積した周辺都市の都市機能を補完する区域であります。また、10ページの将来市街地像図で示すように、足利市・佐野市中心市街地及び佐野新都市を核に両毛圏を代表する拠点都市として、群馬県や小山栃木都市計画区域などと広域的な連携を図っていく区域となります。

9ページにお戻りください。(3)土地利用に関する方針ですが、2点目のとおり、産業拠点地区の機能を強化するため、足利市のあがた駅北地区を工業地として拡大することとしています。3点目ですが、映像産業など新たな産業による活力ある都市づくりを進めるため、緑地空間の確保などにより周辺の住環境に配慮しながら、大前地区に工業地を配置することとしております。

(4)都市施設の整備及び市街地開発事業に関する方針ですが、交通については、北関東自動車道にスマートICを設置するなど、近隣都県及び県内各都市との連携を強化する路線などの整備を進めていくこととしています。河川や下水道については、市街地などの浸水被害を低減するため、渡良瀬川や秋山川などにおいて治水対策を推進することとしています。また、その他の施設の機能強化として、足利市においてゴミ処理場や火葬場について、建て替えによる整備を促進することとしています。

11ページをお開きください。「第3号議案 小山栃木都市計画区域マスタープランの概要」です。

(1)の2つ目の丸の特徴で示すように、本区域は、高速道路や新幹線などの広域的な交通の要衝に位置する居住や商業、産業・業務、医療、教育などの都市機能が集積した周辺都市の都市機能を補完する区域であります。また、13ページの将来市街地像図で示すように、栃木市中心市街地、JR小山駅・自治医大駅周辺地区を核に、県南地域を代表する拠点都市として、宇都宮や足利佐野都市計画区域、茨城県などと広域的な連携を図っていく区域となります。

12ページを御覧ください。(3)土地利用に関する方針ですが、2点目のとおり、産業拠点地区の機能を強化するため、栃木市の栃木インター西地区・平川地区、下野市の西坪山工業団地東地区を工業地として拡大することとしています。

(4)都市施設の整備及び市街地開発事業に関する方針ですが、交通については、下野スマートICや小山と栃木市を結ぶ宇都宮亀和田栃木線など、近隣都県及び県内各都市との連携を強化する路線などの整備を進めていくこととしています。河川や下水道については、市街地などの浸水被害を低減するため、思川や永野川、杣井木川などにおいて治水対策を推進することとしています。

14ページをお開きください。「第4号議案 西方都市計画区域マスタープランの概要」です。

(1)の2つ目の丸の特徴で示すように、本区域は、東武金崎駅周辺地区の市街地を核として、宇都宮や小山栃木都市計画区域との広域的な連携により、日常生活などに必要な都市機能を補完してい

る区域であります。

(3) 都市施設の整備及び市街地開発事業に関する方針ですが、交通の1点目で示すとおり、隣接する周辺の都市計画区域との連携強化を図るため、都賀西方スマートICや国道293号、栃木栗野線などの整備を推進することとしています。

15ページには将来市街地像図を示しております。

16ページをお開きください。「第5号議案 栗野都市計画区域マスタープランの概要」です。

(1)の2つ目の丸の特徴で示すように、県道鹿沼足尾線沿いの口栗野地区の市街地を核として、宇都宮や小山栃木都市計画区域との広域的な連携により、日常生活などに必要な都市機能を補完している区域であります。

(3) 都市施設の整備及び市街地開発事業に関する方針ですが、交通の1点目で示すとおり、周辺都市との連携を強化するため、県道鹿沼足尾線や県道栃木栗野線などの都市間・都市内連携軸の整備を推進することとしています。

17ページには将来市街地像図をお示しております。

18ページをお開きください。「第6号議案 日光都市計画区域マスタープランの概要」です。

(1)の2つ目の丸の特徴で示すように、4つの市街地(今市・日光・藤原・南原)を核として、日常的な生活機能が概ね充足している区域です。また、宇都宮や塩谷都市計画区域との広域的な連携が図られている区域であるとともに、国際色豊かな観光拠点として、県外や那須地域などとの広域的な連携強化が必要な区域であります。

(2) 土地利用に関する方針では、1点目で示すように、広域拠点地区である今市市街地では、まちなみ、駐車場、道路などの整備により中心市街地の活性化を図るとともに、商業・業務施設、地域文化が良好に共生する住宅地の形成を図ることとしています。

(3) 都市施設の整備及び市街地開発事業に関する方針ですが、交通の2点目で示すとおり、県内外との広域的な連携による観光振興やシーズン時の渋滞解消を図るため、日光宇都宮道路や国道119号をはじめとした観光周遊道路の整備などにより、交通ネットワークの強化を図ることとしています。

19ページには将来市街地像図を示しております。

20ページをお開きください。「第7号議案 大田原都市計画区域マスタープランの概要」です。

(1)の2つ目の丸の特徴で示すように、八溝山周辺地域定住自立圏の中心都市であり、大田原市街地を核として、日常的な生活機能が概ね充足しているとともに、周辺市等を含めた生活圏の中心都市の1つとして周辺市町の都市機能を補完する区域であります。

(2) 土地利用に関する方針では、1点目で示すように、広域拠点地区である大田原市街地では、商業・業務、文化機能などの集積や土地の高度利用などにより、中心市街地の活性化や良好な居住環境の維持・形成を図ることとしています。

(3) 都市施設の整備及び市街地開発事業に関する方針ですが、交通の2点目で示すとおり、市街地の骨格となる大田原野崎線や野崎こ線橋通りなどの都市計画道路の整備を推進するとともに、交通

結節点である J R 野崎駅の機能強化を図ることとしております。

2 1 ページには将来市街地像図を示しております。

2 2 ページをお開きください。「第 8 号議案 矢板都市計画区域マスタープランの概要」です。

(1) の 2 つ目の丸の特徴で示すように、J R 矢板駅周辺の市街地を核として、日常的な生活機能が概ね充足しているとともに、周辺市等を含めた生活圏の中心都市の 1 つとして周辺市町の都市機能を補完する区域になります。

(2) 土地利用に関する方針では、1 点目で示すように、広域拠点地区である J R 矢板駅周辺地区では、塩谷地域における中心都市として、商業・業務などの集積を図りながら、魅力と活気ある利便性の高い日常的商業地を配置することとしています。

(3) 都市施設の整備及び市街地開発事業に関する方針ですが、交通の 1 点目で示すとおり、県内各都市との連携を強化するため、国道 4 号の 4 車線化などの広域連携軸の整備を推進するとともに、2 点目で示すとおり、市街地の骨格となるわかば通りなどの都市計画道路の整備を推進することとしております。

2 3 ページには将来市街地像図を示しております。

2 4 ページをお開きください。「第 9 号議案 那須塩原都市計画区域マスタープランの概要」です。

(1) の 1 つ目の丸の特徴で示すように、那須地域定住自立圏の中心都市であり、3 つの J R 駅周辺の市街地を核として、日常的な生活機能が概ね充足しているとともに、周辺市等を含めた生活圏の中心都市の 1 つとして周辺市町の都市機能を補完する区域になります。また、国際色豊かな観光拠点として、県外や日光地域などとの広域的な連携強化が必要な区域になります。

(2) 土地利用に関する方針では、1 点目で示すように、広域拠点地区である J R 那須塩原駅周辺地区においては、計画的な土地の高度利用を促進し、広域観光拠点の玄関口にふさわしい商業機能や業務機能の集積を図ることとしております。

(3) 都市施設の整備及び市街地開発事業に関する方針ですが、交通の 1 点目で示すとおり、交通ネットワークの機能向上を図るため、南北の骨格となる国道 4 号の 4 車線化や県道西那須野那須線などの整備を推進することとしております。また、2 点目に示すとおり、那須地域の連携強化や観光・スキーシーズンにおける交通渋滞の改善を図るため、国道 4 0 0 号下塩原バイパスの整備を推進することとしております。

2 5 ページには将来市街地像図を示しております。

2 6 ページをお開きください。「第 1 0 号議案 さくら都市計画区域マスタープランの概要」です。

(1) の 2 つ目の丸の特徴で示すように、氏家地区と喜連川地区の 2 つの市街地を核とし、日常的な生活機能が概ね充足しているとともに、周辺市等を含めた生活圏の中心都市の 1 つとして周辺市町の都市機能を補完する区域になります。

(2) 土地利用に関する方針では、1 点目で示すように、広域拠点地区である J R 氏家駅周辺地区では、石蔵などの歴史的建築物を活用した個性的な都市景観づくりにより、魅力と活気ある商業地を目指すとともに、利便性の高い日常的商業地を配置することとしております。

(3) 都市施設の整備及び市街地開発事業に関する方針ですが、市街地開発事業で示すように、市街地における良好な居住環境の形成を図るため、上阿久津台地地区においては、土地区画整理事業による面的な整備を図ることとしております。

27ページには将来市街地像図を示しております。

28ページをお開きください。「第11号議案 那須烏山都市計画区域マスタープランの概要」です。

(1)の2つ目の丸の特徴で示すように、烏山地区、南那須地区の2つの市街地を核とし、日常生活機能が概ね充足しているとともに、宇都宮や那珂川、さくら都市計画区域との広域的な連携が図られている区域になります。

(2)土地利用に関する方針では、1点目に示すように、広域拠点地区であるJR烏山駅周辺地区では、伝統文化を活かした観光的な商業機能を強化し、都市の賑わいを生む商業地を形成することとしております。

(5)都市防災に関する方針ですが、市街地における浸水被害の低減を図るため、2点目で示すように、那珂川、荒川などの河川改修を推進することとしております。

29ページには将来市街地像図を示しております。

30ページをお開きください。「第12号議案 益子都市計画区域マスタープランの概要」です。

(1)の2つ目の丸の特徴で示すように、益子地区と七井地区の2つの市街地を核として、宇都宮都市計画区域との広域的な連携により、日常生活などに必要な都市機能を補完している区域になります。

(3)都市施設の整備及び市街地開発事業に関する方針ですが、交通の1点目で示すとおり、各都市との連携強化を図るため、高速道路ICへのアクセス向上など交通機能の充実を図る県道つくば益子線などの広域連携軸の整備を推進することとしております。また、市街地開発事業で示すとおり、良好な都市環境を形成するため、益子町役場周辺地区において土地区画整理事業を実施することとしております。

31ページには将来市街地像図を示しております。

32ページをお開きください。「第13号議案 茂木都市計画区域マスタープランの概要」です。

(1)の2つ目の丸の特徴で示すように、茂木駅周辺の中心市街地を核とし、宇都宮や益子都市計画区域との広域的な連携により、日常生活などに必要な都市機能を補完している区域になります。

(3)都市施設の整備及び市街地開発事業に関する方針ですが、交通の2点目で示すとおり、市街地内において良好な都市空間の形成を図るため、那須黒羽茂木線や茂木停車場線などの県道整備を推進することとしております。

33ページには将来市街地像図を示しております。

34ページをお開きください。「第14号議案 市貝都市計画区域マスタープランの概要」です。

(1)の2つ目の丸の特徴で示すように、市塙駅周辺地区の市街地を核とし、宇都宮都市計画区域との広域的な連携により、日常生活などに必要な都市機能を補完している区域になります。

(3)都市施設の整備及び市街地開発事業に関する方針ですが、交通の1点目で示すとおり、隣接

する都市計画区域との広域的な連携を図るため、県道宇都宮茂木線などの広域連携軸、黒田市埴真岡線や市埴北長島線などの都市間・都市内連携軸の県道整備を推進することとしております。

35ページには将来市街地像図を示しております。

36ページをお開きください。「第15号議案 塩谷都市計画区域マスタープランの概要」です。

(1)の2つ目の丸の特徴で示すように、玉生地区の中心市街地を核とし、宇都宮や矢板都市計画区域との広域的な連携により、日常生活などに必要な都市機能を補完している区域になります。

(3)都市施設の整備及び市街地開発事業に関する方針ですが、交通の1点目で示すとおり、周辺市町とさらなる連携強化を図るため、県道藤原宇都宮線などの都市間連携軸の整備を推進することとしております。

37ページには将来市街地像図を示しております。

38ページをお開きください。「第16号議案 那須都市計画区域マスタープランの概要」です。

(1)の2つ目の丸の特徴で示すように、JR黒田原駅周辺や湯本温泉街周辺などの市街地を核とし、那須塩原や大田原都市計画区域との広域的な連携により、日常生活などに必要な都市機能を補完している区域になります。また、国際色豊かな観光拠点として、県外や日光地域などと広域的な連携強化が必要な区域でもあります。

(3)都市施設の整備及び市街地開発事業に関する方針ですが、交通の1点目で示すとおり、都市間の連携強化や市街地内における良好な道路空間を確保するため、国道4号などの広域連携軸、県道西那須野那須線などの都市間・都市内連携軸の整備を推進するとともに、2点目で示すとおり、観光周遊を支える道路整備や、バスなどの公共交通機関の利便性向上などにより、交通ネットワークの強化を図ることとしております。

39ページには将来市街地像図を示しております。

最後になります。40ページをお開きください。「第17号議案 那珂川都市計画区域マスタープランの概要」です。

(1)の2つ目の丸の特徴で示すように、国道293号及び県道矢板那珂川線沿いの既存の中心市街地である馬頭地区を核とし、那須烏山や大田原都市計画区域との広域的な連携により、日常生活などに必要な都市機能を補完している区域になります。

(3)都市施設の整備及び市街地開発事業に関する方針ですが、交通の1点目で示すように、中心市街地における良好な道路空間を確保するため、那須黒羽茂木線や矢板那珂川線の県道整備を推進することとしております。

(5)都市防災に関する方針ですが、市街地における浸水被害の低減を図るため、2点目で示すように、武茂川などの河川改修を推進することとしております。

41ページに将来市街地像図を示しております。

以上が、第1号議案から第17号議案までの概要でございますが、最後に栃木県全域として目指す将来市街地像について説明をいたします。

42ページをお開きください。これまで区域ごとに説明した市街地像を全県で取りまとめた市街地

像図となります。本県としては、県内各地にある主要な広域拠点地区や地域拠点地区を中心として必要な都市機能を相互で補完しながら、持続可能な都市構造を構築することを目指していきたいと考えております。

なお、第1号議案から第17号議案につきましては、令和2年12月8日から12月22日までの2週間、県民の縦覧に供しましたところ、第8号議案である矢板都市計画区域マスタープランにおいて、2名の方から2件の意見書の提出がございました。第8号議案を除くその他の区域においては、意見書の提出はありませんでした。

また、各議案に係る市町に意見照会を行いましたところ、全ての市町から異存ない旨の回答をいただいておりますことを御報告いたします。

長時間になりましたが、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 ありがとうございます。ただいまの説明を踏まえまして、委員の皆様には審議をお願いするところですが、この都市計画区域マスタープランにつきましては、専門委員会を設置して検討を進めてきたことから、まずは専門委員会の委員長であります大森委員に御意見をお伺いしたいと思います。よろしく願いします。

○3番（大森委員） 大森です。

専門委員会はこれまで計10回開催いたしまして、今後の都市づくりの方針について調査検討を進め、令和元年10月の都市計画審議会において検討結果を御報告させていただいたところでございます。

本議案の内容につきましては、これまで調査検討してきた内容が適切に反映されていることを確認しております。専門委員会として特に意見はございません。

○議長 わかりました。

それでは、皆様から御意見、御質問をお願いしたいと思います。先ほどお話ししましたが、第8号議案の意見書の内容につきましては、会議を非公開とした後に説明をお願いすることにしておりますので、第1号議案から第17号議案まで、ただいまの説明内容について御質問、御意見を願います。いかがでしょうか。

御質問、御意見がないようですので、採決に移りたいと思います。意見書が提出されている第8号議案を除く、第1号議案から第7号議案及び第9号議案から第17号議案までを、先に一括して採決したいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○議長 御異論がございませんので、第1号議案から第7号議案及び第9号議案から第17号議案までを一括して採決いたします。第1号議案「宇都宮都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」から第7号議案「大田原都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」、及び第9号議案「那須塩原都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」から第17号議案「那珂川都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」を、原案のとおり議決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 それでは、御異議ございませんので、第1号議案から第7号議案及び第9号議案から第17号議案につきましては、原案のとおり議決いたします。ありがとうございました。

続きまして、第8号議案に提出された意見書についての説明を求めたいと思いますが、さきに申し上げましたとおり、意見書につきましては、栃木県情報公開条例第7条第2号に該当する個人情報等が含まれておりますので、これからの審議を非公開とさせていただきます。報道関係者の方々におかれましては、本案件の審議が終わるまで御退席いただきますようお願いいたします。

(報道関係者 退席)

---

本部分に関する審議については、栃木県情報公開条例第7条第2号に該当する個人情報の審議に当たることから非公開としています。

---

それでは、これより会議を再び公開といたします。

それでは、これより会議を再開いたします。

御退席いただいた方もおられますので、先ほどの審議の結果についてお伝えいたします。

第8号議案「矢板都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」、意見書が提出されておりますが、意見に対する県の考え方も踏まえまして、都市計画の内容は妥当であると認められるため、原案どおり議決いたしました。

---

○議長 それでは次に、第18号議案「宇都宮都市計画区域区分の変更について」から第20号議案「小山栃木都市計画区域区分の変更について」は、都市計画区域マスタープランに基づく区域区分の変更として関連した内容となりますので、一括して審議したいと思います。この議案につきまして、幹事から説明をお願いします。

○幹事(栃木県都市計画課長) それでは「参考資料」の目次を御覧ください。御審議いただきます議案は第18号議案「宇都宮都市計画」から第20号議案「小山栃木都市計画」までの「区域区分の変更について」です。

それでは、議案の内容について御説明する前に、区域区分の概要について御説明いたします。参考資料の43ページをお開きください。

「1 区域区分について」を御覧ください。市街化区域と市街化調整区域との区分を定める区域区分についてですが、本県では、宇都宮、足利佐野、小山栃木の3都市計画区域内の市町において昭和45年から区域区分、いわゆる線引きを行っております。区域区分を決定してから、概ね5年ごとに都市計画基礎調査をもとに、都市開発の動向等を踏まえ、定期的に都市計画の変更を行っており、今回第8回定期見直しを実施することで、市街化区域は30,121haとなり、第7回定期見直しから約287ha拡大することとなります。

次に「2 区域区分の変更概要」の(1)基本的な考え方を御覧ください。都市計画審議会から答

申いただいた基本的な考え方を踏まえ、先ほどの都市計画区域マスタープランにて説明した本県が目指す都市構造「とちぎのスマート+コンパクトシティ」を実現するため、無秩序な市街地の拡散を抑制し、まちなかへの居住を促進していく必要があります。このため、区域区分は、都市計画区域マスタープランにおいて定められた目標年次である令和7年度における市街化区域として必要と見込まれる面積、いわゆるフレームの範囲内において、地域の特性や人口動向、産業振興等の観点を踏まえた上で、必要な区域について見直しを行っております。

続きまして、「(2) 区域区分を変更する地区について」を御説明いたします。44ページの(2)を御覧ください。今回の第8回定期見直しにて、①市街化区域の編入については、都市計画区域マスタープランや市町村の都市計画マスタープランに位置づけられ、計画的に開発が行われた区域または計画的に市街地を形成することが確実な区域であって、優良農地等に支障がなく土地利用に関する関係機関との調整が完了し、地元との合意形成が図られた、下の表の一覧で示す6市10地区について、市街化区域に編入するものであります。

②市街化調整区域への編入については、将来にわたり農地として保全していくことが確実な区域であって、土地利用に関する関係機関との調整が完了し、地元との合意形成が図られた、下の表で示す1市1地区について、市街化調整区域に編入するものとなります。

なお、編入する各地区の概要については、この後個別に御説明いたします。

続きまして、市街化区域として必要と見込まれる面積、いわゆるフレームについて参考に御説明いたします。45ページの(3)を御覧ください。本県では、人口及び産業フレームにより市街地の設定を行っています。まず、人口フレームと呼ばれる住居系市街地については、令和7年度を目標とする市街化区域内に居住することを想定した計画人口を上限とし、該当する区域の人口や人口密度の現状及び将来の見通しを勘案し、Aで示す市街化区域内における人口を設定します。既存の市街化区域内に居住できる人口をBで示す配分する人口とし、現時点での市街化区域に収容できず、Cで示す令和7年を目標として新たな市街化区域に配分ができる計画人口となります。今回の定期見直しにおいて、住居系市街地の拡大はありませんが、このフレームの考え方が、市街化区域に編入する際の土地に割り付ける基準となります。

次に、産業フレームと呼ばれる産業系市街地については、令和7年を目標とする工業出荷額を上限とし、工業出荷額の現状や将来の見通し並びに区域内の工場の敷地生産性等を勘案した上で、Aで示す工業出荷額を設定します。令和7年を目標とする工業出荷額のうち、Cで示す新たな市街化区域に配分可能な工業出荷額となります。今回の定期見直しにおいて、工業系の市街化区域に編入する地区については、表の内数で示す土地に割り付けた工業出荷額の規模となり、将来の見通しを踏まえ設定した範囲内で市街化区域の見直しを行うこととなります。

なお、この表のとおり割り付けていない人口や工業出荷額については、「保留フレーム」として、計画的に開発が行われた区域または計画的に市街地を形成することが確実な区域を随時、市街化区域に編入することが可能となります。

今回市街化区域に編入する箇所の詳細については、それぞれの議案ごとに御説明いたします。



改めまして、第18号議案「宇都宮都市計画区域区分の変更について」、お手元の「参考資料」を使って御説明いたします。

46ページ左側の「1 位置図」を御覧ください。今回、鹿沼市で市街化区域に編入する区域は、位置図中央の赤斜線で示した区域でございます。新産業団地地区は、鹿沼工業団地に隣接し、地区西側に国道121号がございます。また、地区北西約1.5kmの位置に鹿沼ICがあり、交通条件にも恵まれた地区でございます。

次に、資料右上の「2 上位計画の位置づけ」を御覧ください。県が決定する『宇都宮都市計画区域マスタープラン』では、交通利便性の高い高速道路のIC周辺や主要な幹線道路などの広域交通ネットワークなどを活かし、新産業団地地区となる深津地区を工業地として拡大することを位置づけております。

次に、資料右中段の「3 市街化区域編入の理由」についてです。新産業団地地区については、農林業との土地利用調整が図られ、計画的な工業団地開発の見通しが確実となったことから、市街化区域に編入するものです。

なお、今回の区域区分の変更に関連し用途地域を指定する必要がありますので、鹿沼市が決定する用途地域について説明いたします。資料右下の「5 想定用途地域図」を御覧ください。用途地域の指定は、鹿沼市の決定事項であります。本地区の産業団地としての利便性を増進するため、区域区分の変更と同時に、工業専用地域を指定する予定であります。

続きまして、「参考資料」47ページ左側の「1 位置図」を御覧ください。今回、真岡市で市街化区域に編入する区域は、位置図中央下の赤斜線で表示した区域で、真岡第一工業団地南地区となります。真岡第一工業団地及び第四工業団地に隣接し、地区中央に国道408号がございます。また、地区北約5kmの位置に真岡ICがあり、交通条件にも恵まれた地区でございます。

次に、資料右上の「2 上位計画の位置づけ」を御覧ください。県が決定する『宇都宮都市計画区域マスタープラン』では、交通利便性の高い高速道路のIC周辺や主要な幹線道路などの広域交通ネットワークなどを活かし、当該地区を工業地として拡大することを位置づけております。

次に、資料右中段の「3 市街化区域編入の理由」についてです。真岡第一工業団地南地区については、農林業との土地利用調整が図られ、計画的な工業団地開発の見通しが確実となったことから、市街化区域に編入するものです。

なお、今回の区域区分の変更に関連して用途地域を指定する必要がありますので、真岡市が決定する用途地域について説明いたします。資料右下の「5 想定用途地域図」を御覧ください。用途地域の指定は、真岡市の決定事項であります。本地区の産業団地としての利便性を増進するため、区域区分の変更と同時に、工業専用地域を指定する予定であります。

以上が第18号議案の御説明です。

続きまして、19号議案「足利佐野都市計画区域区分の変更について」御説明いたします。

48ページ左側の「1 位置図」を御覧ください。今回、足利市で市街化区域に編入する区域であるあがた駅北地区は、位置図中央の赤斜線で表示した区域でございます。本地区は、東武伊勢崎線あ

がた駅に隣接し、地区東側に県道足利邑楽行田線がございます。また、地区北約1.0kmの位置に国道50号があり、交通条件にも恵まれた地区でございます。

次に、資料右上の「2 上位計画の位置づけ」を御覧ください。県が決定する『足利佐野都市計画区域マスタープラン』では、交通利便性の高い主要な幹線道路などの広域交通ネットワークなどを活かし、製造業などの新たな産業拠点地区として、当該地区を位置づけております。

次に、資料右中段「3 市街化区域編入の理由」について御説明いたします。あがた駅北地区については、農林業との土地利用調整が図られ、計画的な工業団地開発の見通しが確実となったことから、市街化区域に編入するものです。

なお、今回の区域区分の変更に関連して用途地域を指定する必要がありますので、足利市が決定する用途地域について御説明いたします。資料右下「5 想定用途地域図」を御覧ください。用途地域の指定は、足利市の決定事項であります。本地区の産業団地としての利便性を増進するため、区域区分の変更と同時に、工業地域を指定する予定であります。また、こちらも足利市の決定事項であります。良好な産業団地としての環境を保全するため、地区計画の決定も併せて予定しております。

続きまして、49ページ左側の「1 位置図」を御覧ください。足利市で市街化区域に編入する区域である八坂第二工業団地地区は、位置図中央下の赤斜線で表示した区域でございます。八坂第二工業団地地区は、県道足利邑楽行田線に隣接する八坂第二工業団地に位置する既に市街地として形成された地区でございます。

次に、資料右上の「2 上位計画の位置づけ」を御覧ください。県が決定する『足利佐野都市計画区域マスタープラン』では、当該工業団地を産業拠点地区として位置づけております。

次に、資料右中段「3 市街化区域編入の理由」について御説明します。当該地区については、既に工業団地として一体的に形成された市街地において将来にわたり工業系の土地利用を図るため、市街化区域に編入するものです。

なお、今回の区域区分の変更に関連して用途地域を指定する必要がありますので、足利市が決定する用途地域について説明いたします。資料右下「5 想定用途地域図」を御覧ください。用途地域の指定は、足利市の決定事項であります。本地区の産業団地としての利便性を増進するため、区域区分の変更と同時に、工業専用地域を指定する予定であります。

続きまして、50ページ左側の「1 位置図」を御覧ください。足利市で市街化区域に編入する区域である大前地区は、位置図中央上の赤斜線で表示した区域でございます。当該地区は、足利大学に隣接し、既に市街地として形成されていた地区でございます。また、地区南約3kmの位置に太田桐生ICがあり、交通条件にも恵まれた地区であります。

次に、資料右上の「2 上位計画の位置づけ」を御覧ください。県が決定する『足利佐野都市計画区域マスタープラン』では、映像産業などの新たな産業地の形成により活力ある都市づくりを進めていくとともに、周辺の住環境に配慮しながら、大前地区など適切な位置に工業地を配置することとしております。

次に、資料右中段の「3 市街化区域編入の理由」について説明します。当該地区については、足

利市が、県立高校として利用してきた市街地について、映像産業に資する土地利用を図るため、市街化区域に編入するものです。

なお、今回の区域区分の変更に関連して用途地域を指定する必要がありますので、足利市が決定する用途地域について説明いたします。資料右下の「5 想定用途地域図」を御覧ください。用途地域の指定は、足利市の決定事項であります。本地区の産業団地としての利便性を増進するため、区域区分の変更と同時に、準工業地域を指定する予定であります。また、こちらも足利市の決定事項であります。良好な映像産業地としての環境を保全するため、地区計画の決定も併せて予定しております。

続きまして、51ページ左側の「1 位置図」を御覧ください。佐野市で市街化調整区域に編入する区域である中地区は、位置図中央の青斜線で表示した区域でございます。当該地区は、葛生駅から南に約1.5kmに位置し、地区西側に県道築地吉水線に隣接する、昭和45年に市街化区域を定めてから、これまで農地として土地利用がされている地区でございます。

次に、資料右上の「2 上位計画の位置づけ」を御覧ください。県が決定する『足利佐野都市計画区域マスタープラン』では、優良農地については今後もその保全に努めることとし、無秩序な開発を抑制することとしております。

次に、資料右中段の「3 市街化調整区域編入の理由」について御説明いたします。当該地区については、過去に圃場整備事業により整備された農地において、将来にわたり農地として土地利用を図るため、市街化調整区域に編入するものです。

なお、今回の区域区分の変更に関連して、用途地域及び下水道の区域を変更する必要がありますので、佐野市が決定する用途地域について説明いたします。資料右下の「5 想定用途地域図」を御覧ください。用途地域の変更は、佐野市の決定事項であります。区域区分の変更に合わせて、橙色の区域から赤線の区域に変更し、現在第2種中高層住居専用地域を定めている黒斜線で示す区域について、用途地域や下水道の排水区域を廃止する予定であります。

以上が第19号議案の説明です。

続きまして、第20号議案「小山栃木都市計画区域区分の変更について」御説明いたします。

52ページ左側の「1 位置図」を御覧ください。今回、栃木市で市街化区域に編入する区域である栃木インター西地区は、位置図中央の赤斜線で表示した区域でございます。本地区は、地区南に東北縦貫自動車道、地区東に県道栃木粕尾線に隣接し、栃木ICに近接する、交通条件にも恵まれた地区でございます。

次に、資料右上の「2 上位計画の位置づけ」を御覧ください。県が決定する『小山栃木都市計画区域マスタープラン』では、交通利便性の高い高速道路のIC周辺などの広域交通ネットワークなどを活かし、物流や製造業などの新たな産業拠点地区として当該地区を位置づけております。

次に、資料右中段「3 市街化区域編入の理由」について御説明します。栃木インター西地区については、農林業との調整が図られ、計画的な工業団地開発の見通しが確実となったことから、市街化区域に編入するものです。

なお、今回の区域区分の変更に関連して用途地域を指定する必要がありますので、栃木市が決定する用途地域について説明いたします。資料右下「5 想定用途地域図」を御覧ください。用途地域の指定は、栃木市の決定事項であります。本地区の産業団地としての利便性を増進するため、区域区分の変更と同時に、工業地域を指定する予定であります。また、こちらも栃木市の決定事項であります。良好な産業団地として形成し、その環境を保全するため、土地区画整理事業や地区計画の決定も併せて予定しております。

続きまして、53ページ左側の「1 位置図」を御覧ください。今回、栃木市で市街化区域に編入する区域である平川地区は、位置図中央の赤斜線で表示した区域でございます。本地区は、野州平川工業地に隣接し、地区西に県道宇都宮亀和田栃木線に隣接する地区であります。また、地区北2.5kmには都賀ICがあり、交通条件にも恵まれた地区でございます。

次に、資料右上の「2 上位計画の位置づけ」を御覧ください。県が決定する『小山栃木都市計画区域マスタープラン』では、交通利便性の高い高速道路のIC周辺などの広域交通ネットワークなどを活かし、物流や製造業などの新たな産業拠点地区として当該地区を位置づけております。

次に、資料右中段「3 市街化区域編入の理由」について御説明いたします。平川地区については、農林業との土地利用調整が図られ、計画的な工業団地開発の見通しが確実となったことから、一部、既に工業地として形成されている既成市街地を含む区域を市街化区域に編入するものです。

なお、今回の区域区分の変更に関連して用途地域を指定する必要がありますので、栃木市が決定する用途地域について説明いたします。資料右下「5 想定用途地域図」を御覧ください。用途地域の指定は、栃木市の決定事項であります。本地区の産業団地としての利便性を増進するため、区域区分の変更と同時に、工業専用地域を指定する予定であります。また、こちらも栃木市の決定事項であります。良好な産業団地として形成するため、土地区画整理事業の決定も併せて予定しております。

続きまして、54ページ左側の「1 位置図」を御覧ください。小山市で市街化区域に編入する区域である小山東工業団地は、位置図中央左側の赤斜線で表示した区域でございます。当該地は、県道結城石橋線に隣接する既に市街地として形成されている地区でございます。

次に、資料右上の「2 上位計画の位置づけ」を御覧ください。県が決定する『小山栃木都市計画区域マスタープラン』では、当該工業団地を産業拠点地区として位置づけております。

次に、資料右中段「3 市街化区域編入の理由」について御説明します。当該地区については、小山市が地区計画を定め計画的に形成された工業団地について、将来にわたり工業系の土地利用を図るため市街化区域に編入するものです。

なお、今回の区域区分の変更に関連して用途地域を指定する必要がありますので、小山市が決定する用途地域について説明します。資料右下の「5 想定用途地域図」を御覧ください。用途地域の指定は、小山市の決定事項であります。本地区の産業団地としての利便性を増進するため、区域区分の変更と同時に、工業専用地域を指定する予定であります。また、こちらも小山市の決定事項であります。良好な工業団地としての環境を保全するため、地区計画の変更も併せて予定しております。

続きまして、55ページ左側の「1 位置図」を御覧ください。今回、下野市で市街化区域に編入

する区域である西坪山工業団地東地区は、位置図中央左側の赤斜線で表示した区域でございます。本区域は、西坪山工業団地に隣接し、地区東に県道結城石橋線に隣接する地区であります。また、地区西1.0kmには新4号国道があり、交通条件にも恵まれた地区でございます。

次に、資料右上の「2 上位計画の位置づけ」を御覧ください。県が決定する『小山栃木都市計画区域マスタープラン』では、交通利便性の高い主要な幹線道路周辺などの広域交通ネットワークなどを活かし、当該地区を工業地として拡大することを位置づけております。

次に、資料右中段「3 市街化区域編入の理由」について御説明いたします。西坪山工業団地東地区については、農林業との土地利用調整が図られ、計画的な工業団地開発の見通しが確実となったことから、市街化区域に編入するものです。

なお、今回の区域区分の変更に関連して用途地域を指定する必要がありますので、下野市が決定する用途地域について説明いたします。資料右下の「5 想定用途地域図」を御覧ください。用途地域の指定は、下野市の決定事項であります。本地区の産業団地としての利便性を増進するため、区域区分の変更と同時に、工業専用地域を指定する予定であります。

最後に、56ページ左側の「1 位置図」を御覧ください。下野市で市街化区域に編入する区域である自治医大駅西地区は、位置図中央の赤斜線で表示した区域でございます。当該地区は、自治医大駅から約300mに位置し、地区東側が国道4号に隣接し、下野市庁舎が立地するなど、既に市街地として形成されていた地区でございます。

次に、資料右上の「2 上位計画の位置づけ」を御覧ください。県が決定する『小山栃木都市計画区域マスタープラン』では、下野市の自治医大駅周辺を、商業や医療、公共公益施設などの都市機能の集積を図る広域拠点地区として位置づけております。

次に、資料右中段「3 市街化区域編入の理由」について御説明します。当該地区については、下野市が地区計画を定め、計画的に形成された市街地において、将来にわたり広域拠点地区に必要な公共公益施設として土地利用を図るため、市街化区域に編入するものです。

なお、今回の区域区分の変更に関連して用途地域を指定する必要がありますので、下野市が決定する用途地域について説明します。資料右下の「5 想定用途地域図」を御覧ください。用途地域の指定は、下野市の決定事項であります。区域区分の変更と同時に、周辺の用途地域を勘案し、準工業地域を指定する予定であります。

以上が第20号議案の説明でございます。

なお、第18号議案から第20号議案の都市計画の変更案につきましては、令和2年12月8日から2週間、案の縦覧を行いました。意見書の提出はありませんでした。

また、この変更案について、関係市に意見照会をしたところ、全ての市から異存ない旨の回答を得ております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。それでは、ただいまの説明を踏まえまして、委員の皆様には審議をお願いいたします。御質問、御意見がございましたらお願いいたします。藤島委員お願いします。

○2番（藤島委員） 藤島です。よろしくお願いします。

資料44ページのところで、「優良農地等に支障がなく」ということですが、今回市街化区域に編入されている農地に関しては、優良農地というのはいっていないのでしょうか。確認させてください。

○幹事（栃木県都市計画課長） 今の質問にお答えします。今回の市街化区域の編入地区には、編入してはならない優良農地は含まれていません。

○2番（藤島委員） ありがとうございます。

○議長 ほかにございますか。

ほかにないようですので、本案件につきまして採決に入りたいと思います。第18号議案から第20号議案まで一括して採決に移りますが、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○議長 御異議がございませんでしたので、第18号議案から第20号議案まで一括して採決いたします。

それでは、第18号議案「宇都宮都市計画」、第19号議案「足利佐野都市計画」、第20号議案「小山栃木都市計画」、それぞれの「区域区分の変更について」、原案どおり議決することに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 ありがとうございます。それでは、御異議ございませんので、第18号議案から第20号議案について、原案どおり議決いたします。

---

○議長 御協力ありがとうございました。

続きまして、報告事項に移ります。報告第1号「市町村の都市計画決定について」、事務局から報告をお願いいたします。

○幹事（栃木県都市計画課長） 報告第1号「市町村の都市計画決定について」御報告をいたします。

資料はお手元の「第180回栃木県都市計画審議会報告資料」となります。表紙をめくっていただきまして、ページの報告番号1を御覧ください。昨年7月30日から今年2月8日までの間に、市町村が都市計画決定を行いました案件について報告するものでございます。

次に、ページをめくっていただきまして1ページを御覧ください。こちらの表は、市町村ごとに都市計画決定の件数を計画種別ごとに集計したものでございます。計の欄に記載したとおり、土地利用に関するものが2件、都市施設に関するものが3件、合計5件の都市計画決定がされております。

なお、それぞれの計画の概要につきましては2ページ目に、位置図については3ページ以降に添付しておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

報告は以上でございます。

○議長 報告ということですので、後ほど御確認いただければと思います。

---

○議長 以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。委員の皆様には御審議いただきあり

がとうございました。

なお、平成30年2月9日の第172回都市計画審議会において設置した「栃木県都市計画区域マスタープラン専門委員会」ですが、本日の審議会で都市計画区域マスタープランの調査・審議が全て終了しましたので、栃木県都市計画審議会条例第3条の規定に基づき、本日をもってその任期を終了することになりますので、御報告いたします。

この専門委員会でございますが、ここに出席していらっしゃる大森委員のほか、宇都宮大学の佐藤委員、足利大学の増山委員、昨年4月にお亡くなりになりましたが尾立委員、前都市計画審議会会長の築瀬委員に、熱心に御議論いただき、本県の目指すべき都市像について明確に示していただきました。この場をおかりして厚く御礼を申し上げます。大変ありがとうございました。

それでは、司会を事務局にお返しいたします。御協力ありがとうございました。

○事務局 長時間にわたる御審議ありがとうございました。

なお、本日の審議において、非公開に係る資料につきましては、恐れ入りますが、お帰りの際に席にそのまま置いていただくようお願いいたします。また、本日用意いたしました資料が不要な場合には、そのまま机の上に置いていただいたままで結構でございます。

以上をもって、本日の審議会を閉会いたします。本日は大変ありがとうございました。

午後3時 閉会